

令和7年度第4回石狩市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時 令和7年9月10日（水）10時00分～11時00分

場 所 りんくる2階 交流活動室

出席者 小島郁也会長、糸尾博樹委員、熊谷貞治委員、竹内努委員、澤田純一委員、山田浩明委員、平井克典委員、福井輝喜委員、青木仁司委員、木村敬委員、飛鳥謙一委員、遠藤辰哉委員、門間俊也委員、杉村勝彦委員、桑山渉委員、小島義広委員、河合保郎委員、高眞一委員、池田篤司委員、渡部道夫委員、秋田谷順子委員、

事務局 企画課交通担当課長 佐々木拓哉、企画課交通担当主査 吉田有絵
企画課交通担当主任 山本雅広

傍聴者 5名

次 第

1. 開 会

2. 議 題

協議事項

- （1）石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）
- （2）本町花川線デマンド型交通事業について（継続協議）
- （3）市内デマンド型交通事業のエリア拡大について（継続協議）
- （4）厚田花川線デマンド型交通事業について

3. その他

4. 閉会

===== 審議内容の記録（審議経過、質疑、意見等） =====

※ 以下の質疑・意見については、○は委員発言要旨、●は事務局発言要旨

1. 開会

2. 議題

協議事項

- （1）石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）【資料1】

●私から議題1番目、「石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について」ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

前回の協議会で本町花川線の事業案をお示ししているところですが、今回は、もう一つの新しい路線である厚田花川線の事業案についてご説明申し上げます。また、協議会以降、修正がありました点などにつきまして併せて説明いたします。

1ページをご覧ください

原案からの各路線共通の修正点につきましては前回の協議会で申し上げた通りですが、厚田花川線については、株式会社新厚商事が市のマイクロバス車（24名定員）2台を使つての運行となります。

2ページ及び3ページをご覧ください

こちら本町花川線の時刻表となっておりますが、交通事業者との調整の中で、土曜日については3ページの形となっております（平日の時間は前回と変わっておりません）。

土曜日につきましては、上り5便下り7便の12便体制で、現状の石狩線と比べて5便（下り2便上り3便）少なくなっておりますが、通勤・通学の足の確保を優先し、早朝・昼そして夕方の時間帯にダイヤを配置しております。

4ページをご覧ください。

運賃についてですが、前回（8月21日）の協議会で、身体障がい者割引について、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に加え、精神障害者保健福祉手帳所有者も対象とすべきではないか、併せて割引の名称についても「身体」とった形にすべきではないかとのご意見を頂いたところです。

精神障害者保健福祉手帳所有者については、JRなどの幹線交通でも割引の対象としている動きがあることから、今回の代替交通においても対象としてまいります。また、名称につきましても、ご指摘頂いた形で修正します。

5ページをご覧ください。

厚田花川線の事業案となっております。運行案は本町花川線と基本的に同じです。運行経路につきましては、道の駅を出発し、中央バス札幌厚田線・トーメン団地線の経路を経由し、石狩庁舎前までくるものです。また、昼の時間帯については、庁舎からさらに南のコープさっぽろ石狩店及び石狩病院にも向かいます。

6ページ及び7ページをご覧ください

厚田花川線の運行スケジュールですが、平日と土曜日の2パターンとなっております。

平日につきましては、前回お示しいたしました原案では、上り7便下り4便の11便体制でしたが、地域の方からご要望のございました

- ・早朝及び夜便の増便
- ・昼間の時間帯の便の追加

につきまして、事業者と再度協議した結果

- ・厚田側の運行台数を2台にし、輸送能力を強化したことで
- ・朝、昼及び夜便を増便し、上り8便下り8便の16便体制の案となりました。

現状の厚田線・トーメン団地線（上り7便、下り8便）と比べて1便多くなっており、原案からは5便の増となっております。

土曜日につきましては、上り4便下り4便の8便体制となっております。

現状の厚田線・トーメン団地線（上り3便、下り5便）と同規模となっております。
なお、厚田花川線において石狩八幡町のバス停がございますが、こちらにつきましては利用実績及び冬期の運行リスクを考えて乗り入れをしない方向で地域へ説明を図ってまいりたいと考えております。

議題1の説明につきましては以上となります。（事務局 佐々木）

【質疑・意見】

○厚田花川線については予約が無ければ走らないという認識でよろしいですか。（北海道運輸局 上野係長）

●ご認識の通りです。

○石狩八幡町の停留所の運用について、安全が確保できないのであれば地域によく説明の上、運行しないということで進めていただければと思います。（杉村委員）

○本町花川線についても予約が無ければ走らないという認識でよろしいですか。（山田委員）

●ご認識の通りです。ただし本町花川線については乗車需要が多くあると想定しているところです。

（2）本町花川線デマンド型交通事業について（継続協議）【資料2、5】

●私から議題2番目、「本町花川線について」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

本案は前回の協議会で協議事項をお示ししているところですが、協議会以降、何点かの修正がありましたのでその点を中心に説明いたします。

2ページをご覧ください

先ほどの議題1でもご説明申し上げておりますが、運賃につきまして、「身体障がい者割引」を「障がい者割引」に名称を改め、「精神障害者保健福祉手帳」交付を受けている方も追記しております。

資料5をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、前回の協議会以降に本町・ヤウスバ地区で開催した地域説明会における主なご意見をまとめたものになっております。

両地区から多くのご意見いただきましたが、その中で今回の事業化のタイミングで検討すべき課題として、

- ・冬季の乗り継ぎ・予約に関する運用方法
- ・代替交通の周知方法
- ・手荷物の積載制限について
- ・遅延証明書の発行について

を頂いたところです。これらのご意見ご要望につきましては、引き続き交通事業者及びシステム事業者と協議してまいります。

地域説明会でのご意見で運行便数について、早朝便や昼間の便での更なるご要望を頂いているところですが、一方で、今回の修正案でピーク時の時間帯及び昼・夜便についても一定の対応を行っており、また交通事業者の人・車繰りの厳しさを勘案する中では、修正案ベースでの運行で行ってまいりたいと考えております。

議題2の説明につきましては以上となります。（事務局 吉田）

【質疑・意見】

なし

（3）市内デマンド型交通事業のエリア拡大について【資料3、5】

●議題3「市内デマンド型交通事業のエリア拡大」についてご説明いたします。

まずは、資料5をご覧ください。

先ほどの議題でも説明申し上げましたが、市内デマンドのエリア拡大についてもご質問・ご要望等頂いております。

主なものとして、

- ・デマンド交通の運行時間を延長（21時まで）できないか
- ・日曜日・祝日だけでなく平日の運行もして欲しい

のご要望を頂いたところです。

運行時間の延長については、直ちに対応することは難しいと考えておりますが、需要動向を見極めながら交通事業者と継続的に検討してまいりたいと考えております。

平日運行については、現状実施している花川・新港エリアでの利用実績が増加基調にある中、本町方面を平日運行エリアとした場合に、対応する営業車を増やす必要がでてくることが想定されることから、直ちに対応することは難しいと考えております。運行時間同様、需要動向を見極めながら交通事業者と継続的に検討する必要があると考えております。

資料3をご覧ください。

「市内デマンド型交通事業のエリア拡大」の協議内容につきましては、一部文言の整理を行っておりますが、先ほど申し上げました地域説明会での意見につきましては、継続的な協議になることから、現状としては前回示した内容からの修正は行っておりません。

議題3の説明につきましては以上となります。（事務局 山本）

【質疑・意見】

なし

（4）厚田花川線デマンド型交通事業について【資料4】

●議題4 厚田花川線事業について、ご説明いたします。

資料4の2ページをご覧ください

本件は、「厚田花川線」について協議するものです。

事業期間ですが、厚田花川線につきましては、令和8年4月から運行という形で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に適用法令ですが、本町花川線につきましては、令和7年度中は実証という形を取りますが、厚田花川線につきましては、実証という形をとらず4月から本稼働とすることから、道路運送法の79条（交通空白地有償旅客運送）の許可を取って運行いたします。

次に運行事業体については、市内デマンド事業の運行主体である、石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会（通称ILOTT）が主体となり、実際の運行業務を株式会社新厚商事に委託する形を想定しております。

次に運送の区間については、3ページの図1をご覧ください

運行エリアについては、

- ・厚田地区
- ・八幡地区
- ・親船東地区
- ・志美地区
- ・石狩湾新港地区
- ・花川地区

とします。

資料2ページに戻ります。

運行日については、平日・土曜日の運行とします。

乗降地点については、中央バスのバス停を基本とし、利便性に応じてコンビニ・公共施設等の乗降ポイントの追加を行います

資料4ページをご覧ください。

運賃については、【別表1】のとおりエリアによる料金設定とします。

4ページ下段の表は、主な乗降区間の料金（カッコ内の料金は現在の運賃）となっております。

資料2ページ目に戻ります。

割引制度についてですが、こちらについては、前回の協議会で申し上げた4つの割引制度を想定しております。

使用車両については、マイクロバス2台となっております。

厚田花川線の協議内容の説明につきましては、以上となります。今後の流れですが、厚田花川線につきましては、この後具体的な協議を進めてまいります。今回は協議内容をご提示し、ご意見等頂き、次回の協議会で取りまとめてまいりたいと思います。なお、次回の協議会までの間に厚田花川線の利用が想定される右岸地区、厚田

地区および浜益地区との意見交換会を10月中旬頃に開催し、再度ご意見等頂戴し、分科会にて案のブラッシュアップを行ってまいります。

議題4の説明につきましては以上となります。（事務局 吉田）

【質疑・意見】

○花畔の地区では10線のバス停に停まるバスが無くなるが、地域に説明は行ったのでしょうか。（池田委員）

●花畔地区については花畔中央及び花畔の停留所は引き続き中央バスの運行が継続されることから、影響が限定的であることを考慮し説明会等は行っていないところです。

○10線を利用していた方は石狩庁舎まで歩いていくこととなりますか。（池田委員）

○停留所の順番として、花畔中央の次が10線であることから、石狩庁舎前ではなく花畔中央まで歩いていただければと考えております。（熊谷委員）

○今後地域へと説明を行うことは検討していないですか。（池田委員）

●今後の対応につきましては改めて検討をさせていただければと思います。

3. その他

●次回の協議会は10月中旬以降を予定しております。

4. 閉会

令和7年9月11日 議事録確定

石狩市地域公共交通活性化協議会

会 長 小島 郁也